

## § 村単独獣害防護柵設置事業補助金についてのお知らせ §

シカやイノシシによる獣害は、近年村内で激増しています。大切に育てた作物を荒らさせないためには、まずは農地をしっかりと守る必要があります。効率的かつ安価に防除を行うためには国庫事業や単県事業を用いることが必要ですが条件が厳しいのが現状です。

今年も村の単独事業として、平成25年4月1日より、国や県の事業に乗れない小規模な獣害防止柵設置事業にかかる補助を次のとおり実施することとしております。獣害にお困りの方は下記条件をご確認のうえ申請して下さい。

事業区分	獣害防護柵設置事業
交付対象者	獣害防護柵を <u>農地に設置する</u> 農家とします。 但し、村内に農地を持つ方とします。
事業規模	<u>設置距離についての制限はありません。</u>
対象となる柵の種類	トタン、金網、ワイヤメッシュ、電気柵、ネット (結束線・アンカー・支柱を含む)
補助率	上限を3万円とする総資材費の8割 (施工に係る賃金・施工費は含まれません)
申請から交付までの流れ	1. 役場産業観光課へ申請書を提出 (申請書・実績報告書・請求書は役場で受け取るかHPより書式をダウンロード) 2. 施工開始 3. 実績報告・請求書提出 4. 交付
添付書類	○申請書 ・見積書 ※提出が可能であれば ○実績報告 ・写真 完成全景 資材写真 ・領収書 (できるだけ資材費が特定できるもの)

※詳細については役場産業観光課 TEL279-2111 へお問い合わせください。